

平成 14 年 5 月 24 日

各 位

会 社 名 ネクストウェア 株式会社  
代表者名 代表取締役社長 豊 田 崇 克  
(コード番号 4814)  
問合せ先 取締役副社長 太 田 修 啓  
T E L ( 0 6 ) 6 2 8 1 - 9 8 6 6

### ストックオプション(新株予約権)に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、商法第 280 条ノ 20 および第 280 条ノ 21 の規定に基づいて、ストックオプションとして新株予約権を発行することを求める議案を、下記のとおり、平成 14 年 6 月 27 日開催予定の当社第 12 期定時株主総会に提案することを決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

#### [株主以外の者に対して特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由]

当社および当社子会社の取締役および従業員の業績向上へのインセンティブを高めるとともに優秀な人材を確保することを目的として、以下の要領で新株予約権を発行するものであります。

記

#### [新株予約権発行の要領]

##### 1. 新株予約権の割当を受ける者

当社および当社子会社の取締役および従業員

##### 2. 新株予約権の目的たる株式の種類および数

当社普通株式200株を総株数の上限とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整する。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てる。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

##### 3. 発行する新株予約権の総数

200個(新株予約権1個あたりの目的となる株式数は1株)

#### 4. 新株予約権の発行価額

無償とする。

#### 5. 新株予約権行使時に払込みをすべき金額

新株予約権発行の日の属する月の前月各日(取引が成立しない日を除く)における大阪証券取引所ナスタック・ジャパン市場における当社株式普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。

ただし、その価額が新株予約権発行の日の終値(取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値)を下回る場合は、新株予約権発行の日の終値とする。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行(処分)株式数}}$$

#### 6. 新株予約権の権利行使期間

平成16年7月1日から平成20年6月30日まで

#### 7. 新株予約権の行使条件

(1) 新株予約権の割当を受けた者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役もしくは従業員の地位にあることを要す。ただし、任期満了による退任、定年退職その他正当な理由のある場合はこの限りではない。

(2) 新株予約権の譲渡、質入その他一切の処分は認めない。

(3) その他の条件については、本総会および新株予約権発行の取締役会決議にもとづき、当社と新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権付与契約書」に定める。

8. 新株予約権の消却事由および条件

新株予約権者が権利行使をする前に、当社または当社子会社の取締役もしくは従業員の地位喪失により新株予約権を行使できなかった場合、当該新株予約権は無償で消却することができる。

9. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。

10. 株式交換、株式移転による新株予約権の完全親会社への承継

(1) 当社が完全子会社となる株式交換、株式移転を行う場合は、新株予約権を完全親会社に承継させることができる。

(2) 新株予約権の目的となる株式の種類および数

完全親会社の普通株式とし、2. に記載の株数(上限)に当社株式1株に対する完全親会社株式の割当比率を乗じて決定し、1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨てる。

(3) 承継後の新株予約権の権利行使に際して払込をなすべき金額

次の算式により決定し、1円未満の端数が生じたときはこれを切り上げる。

$$\text{承継後の払込金額} = \text{承継前の払込金額} \times \frac{1}{\text{当社普通株式に対する完全親会社株式の割当比率}}$$

(4) 承継後の新株予約権の権利行使期間

6. に定める期間とする。

(5) 承継後の新株予約権の行使条件ならびに消却事由および条件

7. および8. に定めるところと同様とする。

(6) 承継後の新株予約権の譲渡制限

承継後の新株予約権を譲渡するには完全親会社の取締役会の承認を要する。

(注) 上記の内容については、平成14年6月27日開催予定の当社第12期定時株主総会において本議案が承認可決されることを条件といたします。

以上